

社会福祉法人設立認可及び社会福祉法人定款変更認可に係る審査基準並びに標準処理期間を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政手続法（平成5年法律第88号。）第5条及び同法第6条の規定に基づき、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第32条の規定による社会福祉法人設立認可及び法第43条第1項の規定による社会福祉法人定款変更認可に関する審査基準並びに標準処理期間を定めるものとする。

(審査基準)

第2条 審査基準は次の各号のとおりとする。

- (1) 社会福祉法人設立認可（法第32条） 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）及び「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局長企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知）
- (2) 社会福祉法人定款変更認可（法第43条第1項） 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）及び「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局長企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知）

(標準処理期間)

第3条 標準処理期間は次の各号のとおりとする。

- (1) 社会福祉法人設立認可 30日
- (2) 社会福祉法人定款変更認可 20日

(雑則)

第4条 この要綱の施行に伴い必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月2日から施行する。